

特定都市河川浸水被害対策法の全面施行と

蓮田市雨水流出抑制施設設置基準の改定について

中川・綾瀬川流域が令和 6 年 3 月 29 日に特定都市河川に指定されました。

市街地の密集する中川・綾瀬川流域（蓮田市は全域）において、気候変動に伴う水害の発生リスクの増大という新たな課題や将来を見越した遊水地域の保全・活用等の必要性等を踏まえ、これまでの総合治水対策を生かしながら、将来に渡って安全な流域を実現していくため、特定都市河川に指定することで、更なる治水対策を早期に推進するとともに、水害に強いまちづくりを目指します。

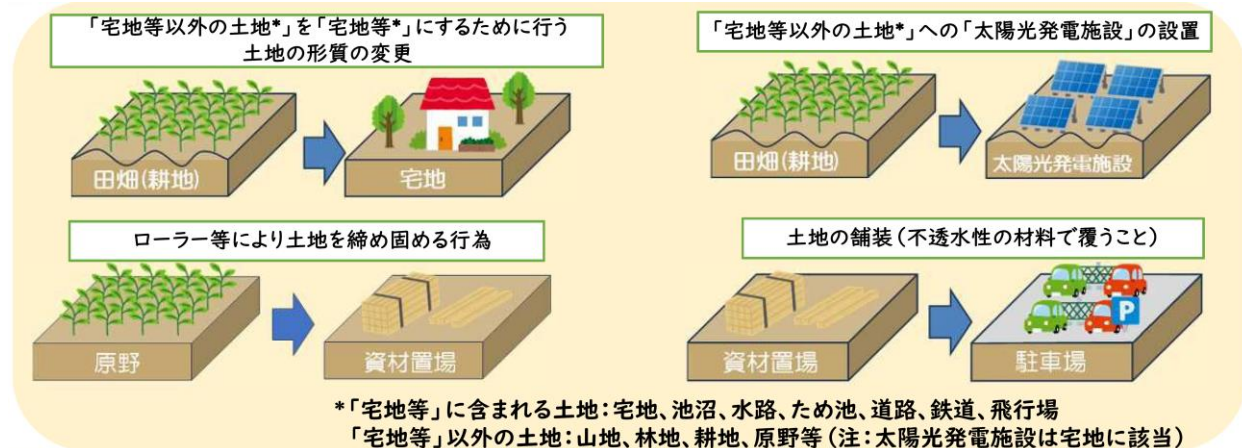


令和7年7月1日開始

雨水浸透阻害行為を行う際には、流出抑制のための許可が必要となります。

中川・綾瀬川流域で行う開発行為等により 1000m² 以上の雨水浸透阻害行為を行う場合は、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、知事等*の許可が必要になり雨水貯留浸透施設の設置が義務付けられます。

*等とは、政令指定都市・中核市の長、権限移譲市町長をいう。



■対策量について

流域水害対策計画（法定計画）において、これまで流域が一体となって取り組んできた流出抑制対策を継続することとされたことから、特定都市河川浸水被害対策法に基づく対策量と各法令等*の対策量を比較して大きいほうを適用することとされました。

*蓮田市雨水排水流出抑制施設設置基準も含まれます。

■申請窓口

蓮田市においては、埼玉県知事が許可権者となることから申請窓口は県河川砂防課となります。法と開発許可の双方の許可が必要な場合、県及び市へ事前相談をお願いします。

蓮田市雨水排水流出抑制施設設置基準の改定について

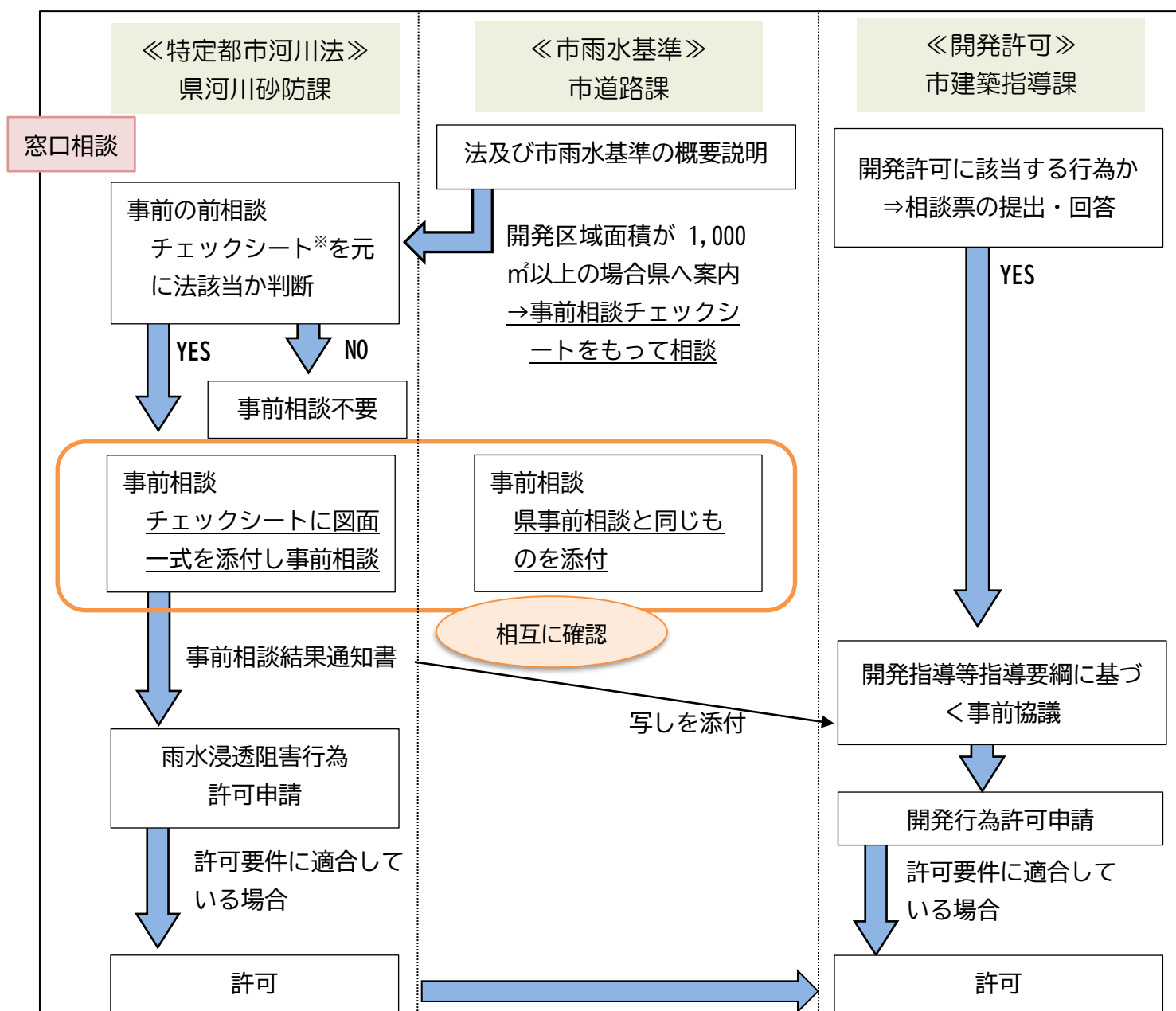
本基準は、開発等の雨水流出を増大するおそれのある行為に対する本市における雨水流出対策の設計条件や方法を示すものです。

特定都市河川浸水被害対策法の施行に伴い、その内容を反映した基準とするため見直しを行いました。

(主な改定ポイント)

- ・法に基づく許可が必要な場合、法と基準で大きいほうの対策量が採用となります。
- ・設計上の留意点・考え方の追加、浸透施設の浸透能力を見直しました。
- ・新たに道路を整備する分譲等の開発において、法の許可が必要となる場合、行為区域全体での必要対策量に対する対策が必要となることから、従来の戸建て住宅の特例を見直しました。

法と開発許可の双方の許可が必要な場合の許可までの手続きの流れ



※チェックシートは埼玉県ホームページの【中川・綾瀬川流域（埼玉県版）】調整池容量計算システムのエクセルになります。

(URL : <https://www.pref.saitama.lg.jp/a1007/kasen/20240329tokuteitosikasen.html>)